

野洲市まちづくり基本条例改正（案）に係るパブリックコメントの実施について

野洲市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本となる条例であり、「最高規範」と規定され（同条例第 27 条）、平成 19 年 10 月に施行されました。

この中で、当該条例第 30 条では、「市長は、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が第 1 条に規定する目的を達成するに適當か否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他適切な措置を講じます。」と定めております。

今回、その時期が到来したことから、庁内にて当該条例について検討、見直しを行ったところ、いくつかの課題が認識され、これらを解消するために改正案を作成し、当該条例第 29 条の規定により、野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対して、令和元年 11 月 5 日に市長から諮問を行い、11 月 25 日に答申を受けたところです。

ついては、この答申を受け、改正案を作成し、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

記

1. 意見募集期間

令和元年 12 月 23 日（月）～令和 2 年 1 月 14 日（火）

※各閲覧施設の執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

協働推進課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能

3. 意見の提出方法

募集期間内に、住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファクス、Eメール又は持参のいずれか

4. 意見の提出先・問い合わせ先

野洲市役所 協働推進課（〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1）

電話 077-587-6043、ファクス 077-587-4033、

Eメール kyodosuishin@city.yasu.lg.jp

5. その他

提出されたご意見は、改正の参考とさせていただきますが、個別回答は行いませんのでご了承ください。